



関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態連絡室を設置した旨について、都に連絡を行う。

この場合において、緊急事態連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における各機関との通信を確保する。

市は、市対策本部の設置指定前にあつては、原因不明の事案が発生し、その被害の様相が災害対策基本法に規定する災害に該当する場合には、市災害対策本部を設置し、国民保護に準じた措置を行う。

## (2) 初動措置の確保

市は、「緊急事態連絡室」において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の警察署、消防署等の活動状況を踏まえ、必要により、「市災害対策本部」を設置し、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。

また、市は、国、都等から入手した情報を各機関等へ提供する。

市は、警察官職務執行法（昭和23年7月12日法律第136号）に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等や、消防法（昭和23年7月24日法律186号）に基づき、消防吏員が行う火災警戒区域又は消防警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

## (3) 関係機関への支援の要請

市は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、都や他の区市町村等に対し支援を要請する。

## (4) 対策本部への移行に要する調整

「緊急事態連絡室」等を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、対策本部を設置すべき区市町村の指定の通知があつた場合については、直ちに対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、「緊急事態連絡室」等は廃止する。

その際、災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行う。

## **2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があつた場合の対応**

市は、国から都を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があつた場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが当該区市町村に関して対策本部を設置すべき指定がなかつた場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断し

た場合には、引き続いて、緊急事態連絡室において即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、当該市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

## 第2章 市対策本部の設置等

市は、市対策本部の設置指定があった場合、市対策本部を迅速に設置し、区域における国民保護措置を総合的に推進する必要があることから、対策本部を設置する場合の手順や対策本部の組織、機能等について、次のとおり定める。

### 1 市対策本部の設置

#### (1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部の設置は、次の手順により行う。

市対策本部を設置すべき区市町村の指定の通知

市は、内閣総理大臣から、総務大臣（総務省消防庁）及び都知事を通じて対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

市長による対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する（事前に緊急事態連絡室等を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする（前述））。

市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、連絡網を活用し、対策本部に参集するよう連絡する。

対策本部の開設

対策本部担当者は、市東庁舎2階202・203会議室に対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資材の配置等必要な準備を開始する。この場合において、市は、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合、市対策本部を市庁舎内に設置できない場合は、下記の順位にしたがい市対策本部を予備施設に設置する。なお、事態の状況に応じ、市長の判断により順位を変更することができる。

また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することがで

きない場合には、都と市対策本部の設置場所について協議を行う。

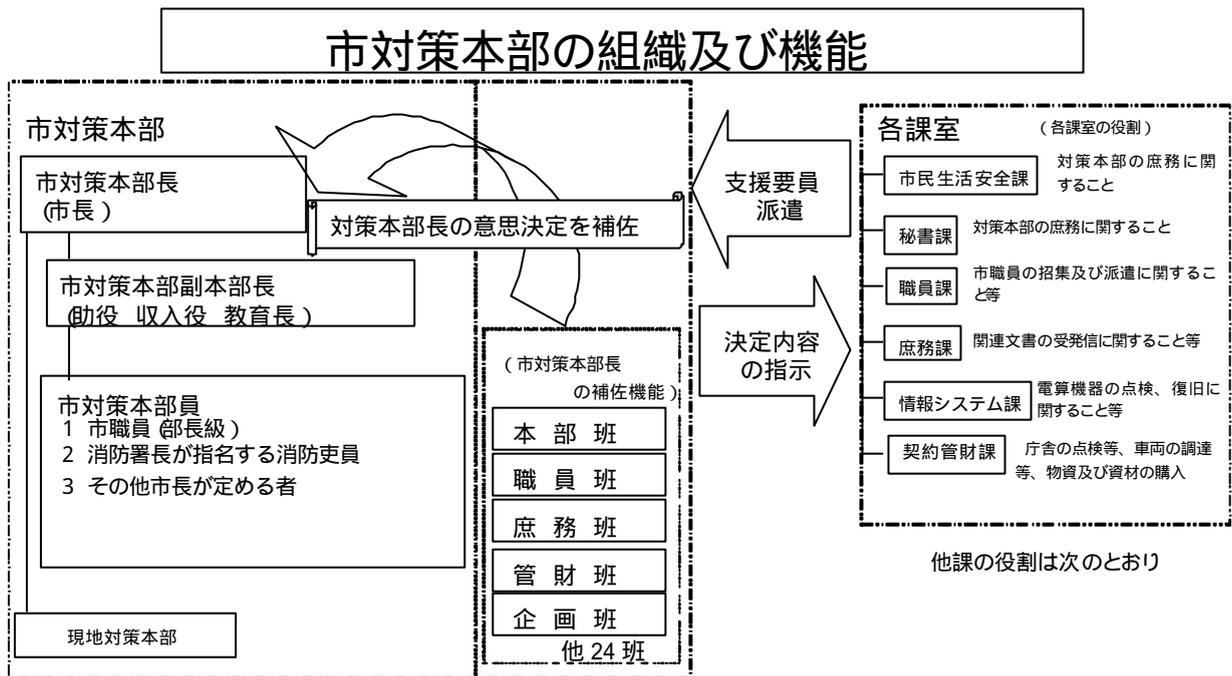
(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、市に対して市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、都知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

(3) 市対策本部の組織構成及び機能

市対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。

【市対策本部の組織構成及び各組織の機能】



市対策本部における決定内容等を踏まえて、各部課室において措置を実施するものとする（市対策本部には、各課室から本部連絡員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。）。

【市対策本部長の補佐機能の編成】

	機 能
本部班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市対策本部及び各部との連絡調整に関すること</li> <li>・ 本部長室の庶務に関すること</li> <li>・ 東京都及び関係防災機関との連絡調整に関すること</li> <li>・ 被害状況の総括に関すること</li> <li>・ 消防団の出動に関すること</li> <li>・ 交通安全推進委員会の出動に関すること</li> <li>・ 国民保護法の適用に関すること</li> <li>・ 自衛隊の派遣要請に関すること</li> <li>・ 防災無線設備の点検、整備及び復旧に関すること</li> <li>・ 非常配備態勢に関すること</li> <li>・ 災害時相互協定締結自治体への応援要請に関すること</li> <li>・ その他災害対策の連絡調整に関すること</li> <li>・ 自主防災組織との連絡調整に関すること</li> <li>・ 地域集会施設の点検、整備及び復旧に関すること</li> <li>・ 部内の連絡調整及び責任者（部長）の補佐に関すること</li> </ul>
職員班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の招集及び派遣に関すること</li> <li>・ 災害時の職員の災害補償及び労務に関すること</li> <li>・ 職員及び本部要員の給食に関すること</li> </ul>
庶務班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害関係文書の受発信に関すること</li> <li>・ 避難者名簿の作成に関すること</li> <li>・ 電算機器の点検、復旧に関すること</li> <li>・ 他班への応援に関すること</li> </ul>
管財班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 庁舎の点検、整備及び復旧に関すること</li> <li>・ 災害対策用物資及び資材の購入等に関すること</li> <li>・ 車両の調達及び配車に関すること</li> </ul>
企画班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害復旧対策の総合調整に関すること</li> <li>・ 広報班への応援に関すること</li> <li>・ 部内の連絡調整及び責任者（部長）の補佐に関すること</li> </ul>
財政班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害対策関係予算に関すること</li> <li>・ 避難所との連絡調整に関すること</li> <li>・ 他班への応援に関すること</li> </ul>
広報班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害に関する広報及び広聴に関すること</li> <li>・ 渉外及び報道機関との連絡調整に関すること</li> <li>・ 災害記録写真等の作成に関すること</li> <li>・ 被災市民の相談窓口に関すること</li> </ul>
市民班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 死体の収容及び埋火葬に関すること</li> <li>・ 市民課窓口事務に関すること</li> <li>・ 他班への応援に関すること</li> <li>・ 部内の連絡調整及び責任者（部長）の補佐に関すること</li> </ul>

	機 能
調査班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害状況(土地・家屋外)の調査、集計及び報告に関すること</li> <li>・ 罹災証明の発行に関すること</li> <li>・ 被災者に対する市税の減免及び徴収猶予等に関すること</li> <li>・ 他班への応援に関すること</li> </ul>
物資調達班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応援資料の確保及び輸送に関すること</li> <li>・ 救助物資の確保及び輸送に関すること</li> <li>・ 食料及び物資調達応援協定業者等との連絡及び協力要請に関すること</li> <li>・ 国民健康保険・老人保険医療窓口事務に関すること</li> </ul>
清掃防疫班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ し尿及びゴミ処理に関すること</li> <li>・ 清掃事業施設の点検、整備及び復旧に関すること</li> <li>・ 被災地の清掃及び消毒に関すること</li> <li>・ その他環境衛生に関すること</li> <li>・ 消費生活センターの点検、整備及び復旧に関すること</li> </ul>
経済班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 商業及び農業の被害状況調査及び災害応急対策に関すること</li> <li>・ 中小企業及び農業関係に対する資金融資に関すること</li> <li>・ 羽用水路の点検、整備及び復旧に関すること</li> <li>・ 工業関係の被害状況調査及び報告に関すること</li> <li>・ 部内の連絡調整及び責任者(部長)の補佐に関すること</li> </ul>
福祉班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 義援金品の受領及び配分に関すること</li> <li>・ 災害弔慰金の支給及び災害救護資金の融資に関すること</li> <li>・ ボランティアの受付及び派遣に関すること</li> <li>・ 社会福祉団体との連絡及び協力要請に関すること</li> <li>・ 身体障害者等に対する保護及び救助に関すること</li> <li>・ 他班の応援に関すること</li> <li>・ その他被災者の福祉に関すること</li> </ul>
厚生班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会福祉団体との連絡及び協力要請に関すること</li> <li>・ 福祉施設(保育施設を除く)点検、整備及び復旧に関すること</li> <li>・ 福祉施設利用者の避難誘導に関すること</li> <li>・ 高齢者及び障害のある人の被害状況の把握に関すること</li> <li>・ 二次避難所の開設及び避難者の救護に関すること</li> <li>・ 他班の応援に関すること</li> </ul>
救護班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療機関との連絡調整及び応援要請に関すること</li> <li>・ 医療救護班の編成及び派遣に関すること</li> <li>・ 救護所の開設及び医薬品等の供給確保に関すること</li> <li>・ 乳幼児及び妊産婦の救護に関すること</li> <li>・ 感染症の予防に関すること</li> <li>・ 感染症患者の収容、隔離に関すること</li> <li>・ 児童福祉施設の被害状況調査及び報告に関すること</li> <li>・ 保育園児等の避難及び救護に関すること</li> <li>・ 部内の連絡調整及び責任者(部長)の補佐に関すること</li> </ul>

	機 能
建設班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路、橋りょう及び河川の被害状況に関する事</li> <li>・ 道路、橋りょうその他土木施設の整備及び復旧に関する事</li> <li>・ 道路、河川等における障害物の除去に関する事</li> <li>・ 災害対策に必要な労務の調達、確保及び供給に関する事</li> <li>・ 倒壊物、崩土等の処理に関する事</li> <li>・ 応急仮設住宅の建設及び応急修理に関する事</li> <li>・ 被災現場の復旧計画及び総合的な計画に関する事</li> <li>・ 公共土木施設及び建築物等の被害状況調査及び報告に関する事</li> <li>・ 公共土木施設及び建築物等の点検、整備及び復旧に関する事</li> <li>・ 土木建設業組合との連絡及び協力要請に関する事</li> <li>・ 連携被害状況調査及び報告に関する事</li> <li>・ 応急復旧用資機材及び機器の確保に関する事</li> <li>・ 緊急交通路の確保に関する事その他災害復旧に関する事</li> <li>・ 河川の被害状況に関する事</li> <li>・ 部内の連絡調整及び責任者（部長）の補佐に関する事</li> </ul>
公園班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公園及び公園施設の被害状況調査及び報告に関する事</li> <li>・ 公園及び公園施設の点検、整備および復旧に関する事</li> <li>・ 緑地及び保存樹木の被害状況調査及び報告に関する事</li> <li>・ 飼育動物(動物公園)の被害状況調査及び報告に関する事</li> <li>・ 他班の応援に関する事</li> </ul>
下水道班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下水道施設の被害状況調査及び報告に関する事</li> <li>・ 下水道施設の点検、整備及び復旧に関する事</li> <li>・ 下水道施設の災害復旧の総合計画に関する事下水道施設</li> <li>・ 部内（公園班・下水道班）の連絡調整に関する事</li> </ul>
水道本部班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害対策本部及び東京都衛生局との情報連絡に関する事</li> <li>・ 被害状況、緊急給水箇所の把握に関する事</li> <li>・ 給水可能区域の把握、復旧の指揮に関する事</li> <li>・ 水道関連業者への応援要請に関する事</li> <li>・ 部内の連絡調整に関する事</li> <li>・ その他、他班に属さない事</li> </ul>
給水班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給水用資材の確保に関する事</li> <li>・ 応急給水に関する事</li> <li>・ 避難所、医療機関等の重要施設の状況を点検すること</li> </ul>
水道施設班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水源、浄水、配水設備の点検、整備及び復旧に関する事</li> <li>・ 飲料水の水質検査及びその応急措置に関する事</li> <li>・ 応急給水用の清浄水の確保に関する事</li> </ul>

	機 能
水道管路班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 導水・送水・配水管等の点検、整備及び復旧に関すること</li> <li>・ 復旧資材の確保等に関すること</li> <li>・ 管路の応急復旧に関すること</li> <li>・ 管路の二次災害防止に関すること</li> </ul>
学校教育班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童及び生徒の被災状況の調査に関すること</li> <li>・ 学校との連絡調整に関すること</li> <li>・ 被害児童及び生徒の救護及び応急教育に関すること</li> <li>・ 被害児童及び生徒の学用品等の支給に関すること</li> <li>・ 避難所班への応援に関すること</li> </ul>
避難所班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校施設の災害対策に関すること</li> <li>・ 学校施設の点検、整備及び復旧に関すること</li> <li>・ 第一次避難所の開設及び避難者の救護に関すること</li> <li>・ 避難所での応急食料の配分に関すること</li> <li>・ 社会教育施設の被害状況調査及び報告に関すること</li> <li>・ 社会教育施設の被害状況調査及び救護に関すること</li> </ul>
避難所班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会教育施設の点検、整備及び復旧に関すること</li> <li>・ 文化財の保護に関すること</li> <li>・ 部内の連絡調整及び責任者(部長)の補佐に関すること</li> </ul>
出納班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害対策に必要な現金及び物品の出納に関すること</li> <li>・ 給水班への応援に関すること</li> </ul>
協力班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他の部への応援に関すること</li> </ul>
消防班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火災その他の災害の予防、警戒及び防ぎよに関すること</li> <li>・ 救急及び救助に関すること</li> <li>・ 危険物等の措置に関すること</li> <li>・ 災害時の情報収集に関すること</li> <li>・ その他消防に関すること</li> </ul>
交通班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時における交通整理に関すること</li> </ul>

【市の各部課室における武力攻撃事態における業務】

部課名	武力攻撃事態等における業務
総務部 市民生活安全課 秘書課	1 国民保護に関する統合調整(業務の総括、各部課の調整)に関すること 2 国民保護協議会の運営に関すること 3 国民保護計画の見直し・変更に関すること 4 初動体制の整備に関すること 5 職員の参集基準の整備に関すること 6 非常通信体制の整備に関すること 7 指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方行政機関、近隣自治体との連携体制の整備に関すること 8 研修、訓練に関すること 9 避難実施要領の策定に関すること 10 物資及び資材の備蓄等に関すること 11 災害情報の収集体制の整備に関すること 12 安否情報の収集体制の整備に関すること 13 住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること 14 避難施設の運営体制の整備に関すること 15 特殊標章等の交付等に関すること 16 危機情報等の収集、分析等に関すること
総務部 職員課	1 職員の招集及び派遣に関すること 2 職員の災害補償及び労務に関すること
総務部 庶務課 情報システム課	1 災害関係文書の受発信に関すること 2 避難者名簿の作成に関すること 3 電算機器の点検、復旧に関すること
総務部 契約管財課	1 庁舎の点検、整備復旧に関すること 2 災害対策用物資及び資材の購入等に関すること 3 車両の調達及び配車に関すること
企画部 企画課 広域・渉外担当	1 復旧対策の総合調整に関すること
企画部 財政課	1 国民保護関係対策予算に関すること 2 避難所との連絡調整に対すること
企画部 広報広聴課	1 災害に関する広報及び広聴に関すること 2 渉外及び報道機関との連絡調整に関すること 3 災害記録写真等の作成に関すること 4 市民の相談窓口に関すること
市民部 市民課	1 死体の収容及び埋葬に関すること 2 窓口事務に関すること

部課名	武力攻撃事態等における業務
市民部 課税課 納税課	1 被害状況(土地・家屋他)の調査、集計及び報告に関すること 2 罹災証明の発行に関すること 3 被災者に対する市税の減免及び徴収猶予等に関すること
市民部 保険年金課	1 応援資料の確保及び輸送に関すること 2 救助物資の確保及び輸送に関すること 3 食料及び物資調達応援協定業者等との連絡及び協力要請に関すること 4 国民健康保険・老人保険医療窓口事務に関すること
産業環境部 環境保全課 生活環境課	1 し尿及びごみ処理に関すること 2 清掃事業施設の点検、整備及び復旧に関すること 3 被災地の清掃及び消毒に関すること 4 消費生活センターの点検、整備及び復旧に関すること
産業環境部 経済振興課 商工業活性化 推進室	1 商業及び農業の被害状況調査及び災害応急対策に関すること 2 中小企業及び農業関係に対する資金融資に関すること 3 羽用水水路の点検、整備復旧に関すること 4 工業関係の被害状況調査及び報告に関すること
福祉健康部 社会福祉課 障害福祉課	1 義援金品の受領及び配分に関すること 2 災害弔慰金の支給及び災害救護資金の融資に関すること 3 ボランティアの受付及び派遣に関すること 4 社会福祉団体との連絡及び協力要請に関すること 5 身体障害者等に対する保護及び救助に関すること 6 その他被災者の福祉に関すること
福祉健康部 高齢福祉介護 課	1 社会福祉団体との連絡及び協力要請に関すること 2 福祉施設(保育施設除く)の点検、整備及び復旧に関すること 3 福祉施設利用者の避難誘導に関すること 4 高齢者及び障害のある人の被害状況の把握に関する 5 二次避難所の開設及び避難者の救護に関すること
福祉健康部 健康課  子ども家庭部 児童課 児童館・学童 クラブ担当 子育て支援課	1 医療機関との連絡調整及び応援要請に関すること 2 医療救護班の編成及び派遣に関すること 3 救護所の開設及び医薬品等の供給確保に関すること 4 乳幼児及び妊産婦の救護に関すること 5 感染症の予防に関すること 6 感染症患者の収容、隔離に関すること 7 児童福祉施設の被害状況調査及び調査に関すること 8 保育園児の避難状況調査及び報告に関すること 9 保育園児等の避難及び救護に関すること

部課名	武力攻撃事態等における業務
建設部 管理課 建設課 都市整備部 都市計画課 区画整理課 羽村駅西口地区担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 道路、橋りょう及び河川の被害調査に関する事</li> <li>2 道路、橋りょうその他土木施設の整備及び復旧に関する事</li> <li>3 道路、河川等における障害物の除去に関する事</li> <li>4 国民保護に必要な労務の調達、確保及び供給に関する事</li> <li>5 倒壊物、崩土等の処理に関する事</li> <li>6 応急仮設住宅の建設及び応急修理に関する事</li> <li>7 被災現場の復旧計画及び総合的な計画に関する事</li> <li>8 公共土木施設及び建築物等の被害状況調査及び報告に関する事</li> <li>9 公共土木施設及び建築物等の点検、整備及び復旧に関する事</li> <li>10 土木建設業組合との連絡及び協力要請に関する事</li> <li>11 応急復旧用資機材及び機器の確保に関する事</li> <li>12 緊急交通路の確保に関する事</li> <li>13 その他災害復旧に関する事</li> </ul>
建設部 公園緑政課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 公園及び公園施設の被害状況調査及び報告に関する事</li> <li>2 公園及び公園施設の点検整備及び復旧に関する事</li> <li>3 緑地及び保存樹木の被害状況調査及び報告に関する事</li> <li>4 飼育動物(動物公園)の被害状況調査及び報告に関する事</li> </ul>
建設部 下水道課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 下水道施設の被害状況調査及び報告に関する事</li> <li>2 下水道施設の点検、整備及び復旧に関する事</li> <li>3 下水道施設の災害復旧の総合計画に関する事</li> </ul>
水道事務所 水道課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 被害状況、緊急給水箇所の把握に関する事</li> <li>2 給水可能区域の把握、復旧の指揮に関する事</li> <li>3 水道関連業者への応援要請に関する事</li> <li>4 水源・浄水・配水設備の点検、整備及び復旧に関する事</li> <li>5 飲料水の水質検査及びその応急措置に関する事</li> <li>6 応急給水用の清浄水の確保に関する事</li> <li>7 導水・送水・配水管等の点検、整備及び復旧に関する事</li> <li>8 復旧資材の確保等に関する事</li> <li>9 管路の応急復旧に関する事</li> <li>10 管路の二次災害防止に関する事</li> </ul>
教育委員会 指導室	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 児童及び生徒の被災状況の調査に関する事</li> <li>2 学校との連絡調整に関する事</li> <li>3 児童及び生徒の救護及び応急教育に関する事</li> <li>4 児童及び生徒の学用品等の支給に関する事</li> </ul>
教育委員会 教育総務課 生涯学習課 図書館 郷土博物館	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 学校施設の災害対策に関する事</li> <li>2 学校施設の点検、整備及び復旧に関する事</li> <li>3 一次避難所の開設及び避難者の救護に関する事</li> <li>4 避難所での応急食料の配分に関する事</li> <li>5 社会教育施設の被害状況調査及び報告に関する事</li> <li>6 社会教育施設の被害状況調査及び救護に関する事</li> <li>7 社会教育施設の点検、整備及び復旧に関する事</li> <li>8 文化財の保護に関する事</li> <li>9 部内の連絡調整及び責任者(部長)の補佐に関する事</li> </ul>
会計課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策に必要な現金及び物品の出納に関する事</li> </ul>

組織名	武力攻撃事態等における業務
消防団	1 火災その他の災害の予防、警戒及び防御に関すること 2 救急及び救助に関すること 3 危険物等の設置に関すること 4 災害時の状況収集に関すること 5 その他消防に関すること
交通安全推進委員	1 災害時における交通整理に関すること

## 参 考

### 【武力攻撃事態等における東京消防庁（消防署）の業務】

機関の名称	分掌事務
東京消防庁 第九消防方面本部 福生消防署	1 火災その他の災害の予防、警戒及び防御に関すること 2 消火、救助、救急に関すること 3 危険物等の措置に関すること 4 避難住民の誘導に関すること 5 警報伝達の協力に関すること 6 消防団との連携に関すること 7 生活関連等施設の安全確保に対する協力に関すること 8 全各号に掲げるもののほか、消防に関すること

#### (4) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

#### 【市対策本部における広報体制】

##### 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置する。

##### 広報手段

広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

##### 留意事項

- ア) 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、広報の時期を逸することのないよう迅速に対応する。
- イ) 市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行う。
- ウ) 都と連携した広報体制を構築する。

##### 関係する報道機関への情報提供

武力攻撃事態等において、次の報道機関等に情報を提供する。

## 【関係報道機関一覧】

### 【一般紙等】

報道機関名	郵便番号	住 所	電話番号	FAX 番号
朝日新聞社 立川支局（FAX 送付グループ外）	190-0012	立川市曙町 2 - 3 8 - 5 立川ビジネスセンタービル 3F	042- 524-5104	042- 524-5107
朝日新聞社 青梅支局	198-0036	青梅市河辺町 6 - 28 - 1 ライオンズマンション河辺東 5 0 5	0428- 24-3824	0428- 24-0573
毎日新聞社 青梅支局	198-0032	青梅市野上町 4 - 6 - 6 サンライズマンション河辺 1 0 4	0428- 22-2335	0428- 22-2335
毎日新聞社 多摩総局	190-0022	立川市錦町 1 - 1 - 24 - 2 F	042- 527-5050	042- 527-5051
読売新聞社 立川支局	192-0016	八王子市本町 2 4 - 8	0426- 22-7161	042- 523-4478
読売新聞社 福生通信部	197-0011	福生市福生 2 3 3 2 - 1 サンモール福生 1 0 3	042- 551-0540	042- 551-9499
産経新聞社 多摩支局	190-0012	立川市曙町 2 - 1 0 - 1 ぶどうやビル 5 F	042- 524-3166	042- 528-7517
時事通信社 立川支局	190-0012	立川市曙町 2 - 9 - 1 菊屋川口ビル	042- 525-5022	042- 525-5023
共同通信社	190-0023	立川市柴崎町 2 - 3 - 7 松本ビル 4 F	042- 524-8279	042- 528-1300
日本経済新聞社 多摩支局	190-0013	立川市富士見町 6-63-3	042- 529-6042	042- 521-7908
東京新聞社 立川支局	190-0012	立川市錦町 1-13-11 立川クレストビル 1 階	042- 524-0061	042- 524-0063
東京新聞社 福生通信部	197-0013	福生市武蔵野台 1 - 5 - 2 0	042- 552-2134	042- 552-2134
NHK 首都圏放送センター 多摩報道室	190-0012	立川市曙町 2 - 2 2 - 2 立川センタービル 1 2 F	042- 523-5328	042- 527-8420
MX テレビ 多摩ニュースセンター	190-0012	立川市曙町 1 - 1 0 - 2 5 YS 曙ビル 7 F	042- 526-1440	042- 526-1446
東京メトロポリタン テレビジョン（株）	135-8070	江東区青海 2 - 3 8	03- 5500-1455	03- 5500-1506

### 【地方紙】

報道機関名	郵便番号	住 所	電話番号	FAX 番号
西多摩新聞社	197-0022	福生市本町 3 3	042- 552-3737	042- 552-3778
アサヒタウンズ社	190-0012	立川市曙町 2 - 1 - 1 - ルミネ 9 0 2	042- 525-4811	042- 526-0073
西武新聞社	190-0012	立川市曙町 2 - 1 7 - 1 3	042- 525-0425	042- 526-2450

TCN 多摩 ケーブルネットワーク	198-0024	青梅市新町 7 - 4 - 3	0428- 32-1351	0428- 32-1327
都政新報社	160-0023	新宿区西新宿 7 - 3 - 1 TS ビル 6 F	03- 5330-8786	03- 5330-8808
サンケイリビング新聞社	190-0012	立川市曙町 2-10- 1 ぶどうやビル 7F	042- 527-1954	042- 540-7166
(株)西の風新聞社	197-0804	あきる野市秋川 1 - 1 - 1 3 共和ビル 5 F	042- 559-1232	042- 559-2755

#### (5) 市現地対策本部の設置

市は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、都等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、

市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

#### (6) 現地連絡調整所の設置

市は、発生現地において活動する機関が特段の連携を確保する必要がある場合は、都と連携し、各機関の参加を得て、現地周辺に現地連絡調整所を設置する。

##### 参加機関

都、警察、消防、保健所、医療機関、自衛隊など現地で活動している機関

##### 実施内容

- ・被災状況や各機関の活動状況の把握
- ・各機関が有する情報の共有
- ・現地における活動（避難誘導の実施等）の連携のための調整 等

市は、既に都又は関係機関により現地連絡調整所が設置されている場合は職員を派遣し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

#### (7) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

##### 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

#### 都対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都対策本部長に対して、都並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。<sup>(\*)</sup>また、市対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

#### 情報の提供の求め

市対策本部長は、都対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

#### 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

#### 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

#### (8) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（総務省消防庁）及び都知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

## 2 通信の確保

#### (1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系区市町村防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）、同報系無線、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地連絡調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

#### (2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報

---

<sup>(\*)</sup> 運送事業者である一の指定地方公共機関に対し、複数の区市町村から避難住民の運送の求めがなされた場合の調整など

通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。  
また、その状況は都を通じて、直ちに総務省消防庁にその状況を連絡する。

### (3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

## **3 特殊標章等の交付及び管理**

市長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる

市が特殊標章を交付する者

- ・ 市の職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・ 消防団長及び消防団員
- ・ 市の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 市が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

## **第3章 関係機関相互の連携**

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、都、他の区市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

### **1 国・都の対策本部との連携**

#### (1) 国・都の対策本部との連携

市は、都の対策本部及び都を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。この場合において、都の対策本部長から都対策本部派遣員として市職員の派遣の求めがあった場合は、職員を派遣し、情報共有等の体制を整える。

#### (2) 国・都の現地対策本部との連携

市は、国・都の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、都・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

## **2 都知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等**

### (1) 都知事等への措置要請

市は、当該市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、都知事その他都の執行機関（以下「都知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

### (2) 都知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、当該市の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、都知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

### (3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

## **3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等**

市は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、都知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。

また、通信の途絶等により都知事に対する自衛隊の部隊等の派遣要請の求めができない場合は、努めて東京地方協力本部長又は当該市の協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊東部方面総監を介し、防衛庁長官に連絡する。

市は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動<sup>(\*)</sup>により出動した部隊とも、市対策本部及び現地連絡調整所において緊密な意思疎通を図る。

市は、住民の避難が必要となる場合において、自衛隊の侵害排除措置が行われるときは、避難住民の混乱の発生を防止するため、避難経路の選定等について、自衛隊から派遣された連絡官を通じ、関係機関（都、警視庁等）と十分に協議する。

---

(\*) 内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第 78 条）及び都知事の要請に基づく出動（自衛隊法第 81 条）

## **4 他の区市町村長等に対する応援の要求、事務の委託**

### (1) 他の区市町村長等への応援の要求

市等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由及び活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の区市町村長等に対して応援を求める。

応援を求める区市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

### (2) 都への応援の要求

市は、必要があると認めるときは、都知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理及び活動内容等を具体的に明らかにする。

### (3) 事務の一部の委託

市が、国民保護措置の実施のため、事務の一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

- ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- ・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、都に届け出る。

また、事務の委託若しくは委託に係る事務の変更又は事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を遅滞なく速やか議会に報告する。

## **5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請**

(1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

(2) 市は、(1)の要請を行うときは、都を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、都を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あっせんを求める。

## **6 市の行う応援等**

### (1) 他の区市町村に対して行う応援等

市は、他の区市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施

することができない場合及び他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

他の区市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに公示を行い、都に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合は、求められた応援を実施することができないとき及び他の機関が実施する国民保護措置と競合するときなど、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

## **7 自主防災組織等に対する支援等**

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、都と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動を把握しボランティアへの情報提供を行なうとともに、ボランティアの生活環境への配慮しつつ、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、都や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握するとともに、救援物資の受入れ、仕分け及び避難所への配送等の体制の整備等を図る。

## **8 住民への協力要請**

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

避難住民の誘導

避難住民等の救援

消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措

置  
保健衛生の確保

## 第4章 国民の権利・利益の救済に係る手続き

### (1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続きを迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

#### 【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)
	土地等の使用に関する事。 (法第82条)
	応急公用負担に関する事。 (法第113条第1項・5項)
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)
不服申立てに関する事。 (法第6条、175条)	
訴訟に関する事。 (法第6条、175条)	

### (2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、羽村市文書管理規程（昭和40年3月31日規定第2号）等の定めるところにより、適切に保存する。この場合において、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。